



報道機関 各位

記者発表資料

令和2年8月27日（木）

問い合わせ先：情報政策部

参事：石崎

担当：青谷

電話：829－1047

内線：2205

マイナポイント事業がスタートします

令和2年9月1日からマイナンバーカードを活用した消費活性化策である「マイナポイント事業」が実施されます。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、この事業をきっかけに、ぜひマイナンバーカードの申請をお願いします。

1 事業目的

- ・マイナンバーカードの普及促進
- ・マイナポイントの利用による消費活性化
- ・キャッシュレス決済基盤の構築

2 事業概要

民間のキャッシュレス決済手段を通じて「マイナポイント」を国費で付与し、消費の活性化やマイナンバーカードの普及促進を図るものです。

事業期間は令和2年9月から令和3年3月末までとなっており、上限額は、2万円分の前払い又は物品の購入に対し、5,000円相当分のマイナポイントを付与（プレミアム率25%）となります。

詳細は、さいたま市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.saitama.jp/006/007/002/020/p068558.html>)